

国立大学法人東京外国語大学総合情報 コラボレーションセンター利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター規程第10条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター（以下「センター」という。）が管理・運用する学術情報基盤システム（以下「本システム」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 この利用細則において、本システムを利用できる者は、次の各号に定めるところによる。ただし、センターは利用者における非違行為等が認められる場合、審査のうえ、利用を認めないことがある。

- (1) 役員
国立大学法人東京外国語大学組織規則（以下「組織規則」という。）第3条に定められた役員が該当する。
- (2) 教員
組織規則第5条に定められた教授、准教授、講師、助教、助手が該当する。
- (3) 特定有期雇用職員
国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則第3条に定められた特定有期雇用職員（特定教員、特定外国語主任教員、特定外国語教員、特定研究員、特定外国語専門員）が該当する。
- (4) その他教員・研究員等
第2号及び第3号に該当しない教員及び研究員等で、
国立大学法人東京外国語大学非常勤講師就業規則第2条に定められた非常勤講師、非常勤医師、
国立大学法人東京外国語大学特別招へい教員規程第3条に定められた特別招へい教員、
国立大学法人東京外国語大学短時間勤務特定有期雇用職員就業規則第3条に定められた短時間特定有期雇用職員（特命教員、特別教員）、
国立大学法人東京外国語大学外国人研究員に関する規程第2条に定められた外国人研究員、
その他本学研究院又は研究所等が受け入れる研究機関研究員、特別研究員、学振特別研究員、フェロー、ジュニアフェロー等が該当する。
- (5) 名誉教授等
国立大学法人東京外国語大学名誉教授称号授与規程第2条に定められた教員、第2号に該当する教員のうち、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則第22条第1項第2号に定められた定年退職の教員が該当する。
- (6) 常勤職員
組織規則第5条に定められた事務職員、技術職員、技能職員が該当する。
- (7) 非常勤職員
第6号に該当しない職員で、
国立大学法人東京外国語大学非常勤職員就業規則第3条に定められた非常勤職員、
国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則第3条に定められた特定有期雇用職員（特定専門員、特定専門職員）、

国立大学法人東京外国語大学事務組織規程の第2条に定められた事務局において事務をつかさどる契約職員
等が該当する。

(8) 正規学生

国立大学法人東京外国語大学学則（以下「学則」という）第3条に定められた課程に所属する学部学生、国立大学法人東京外国語大学大学院学則第4条に定められた課程に所属する大学院学生が該当する。

(9) 非正規学生

第8号に該当しない学生で、学則第40条、第41条、第42条及び第43条に定められた研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生在が該当する。ただし、外国人留学生のうち、国立大学法人東京外国語大学外国人留学生規程第2条に定められた留学生日本語教育センター留学生（以下「留日センター留学生」という。）は、第10号及び第11号のとおりとする。

(10) 留日センター留学生（正規学生相当）

東京外国語大学留学生日本語教育センターの教育に関する規程第2条第1号に定められた学部留学生在が該当する。

(11) 留日センター留学生（非正規学生相当）

第10号に該当しない留日センター留学生在で、東京外国語大学留学生日本語教育センターの教育に関する規程第2条に定められた研究留学生在、教員研修留学生在、資格留学生在、委託留学生在等が該当する。

(12) その他の身分

前各号のほか、特にセンターが利用を認めた者。共同研究員、研究協力者、業務委託先の社員、派遣社員、謝金で雇用された者、退職後も研究を継続する教員等が該当する。

（利用目的）

第3条 本システムの利用目的は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) コンピュータ教育・情報処理関連教育の講義に関する利用
- (2) 学内における教育・研究活動のために用意されたアプリケーションソフトの利用
- (3) 学内における教育・研究に関する情報の発信、収集及び交換の利用
- (4) 事務業務・学務業務に関する利用
- (5) その他センターが適当と認めるもの

（サービス内容）

第4条 センターが利用者に対して提供する本システムのサービスは、別に定める。

（利用時間）

第5条 本システムの利用時間は、原則終日とし、特定の施設に設置した本システム及び関連する設備の利用は、その施設が定める利用時間内とする。ただし、センターは、第15条に定めるとおり利用を停止することがある。

（利用申請）

第6条 本システムを利用しようとする者は、センターに対してユーザアカウント（以下「アカウント」という。）の申請をしなければならない。ただし、第2条第8号、第9号、第10号及び第11号に該当する利用者（以下「学生等」という。）は、アカウン

トの申請を必要としない。

- 2 学生等がユーザアカウントの発行を受けようとするときは、センターが開講するアカウント講習を受講しなければならない。
- 3 雇用期間などにより利用期間があらかじめ定まっている場合は、申請時に利用期限を明記しなければならない。
- 4 本システムのうち、センターが利用を管理する必要があるサービスについては、利用者が別途センターに利用申請をしなければならない。
- 5 サービスの利用資格のない者が利用を希望する場合は、センターがその可否を定める。

(アカウントの交付)

第7条 アカウントは、センターが発行するものとし、センターの管理下にある本システムを利用する際に利用者を特定するものとする。

- 2 特定の利用者によって行われた行為は、当該アカウントの交付を受けた利用者が責任を負うものとする。
- 3 利用者は、複数のアカウントの交付を受けることはできない。
- 4 利用者は、アカウントの管理に責任を負うものとする。

(アカウントの有効期間)

第8条 アカウントの有効期間は、次に掲げる各号に定める期間とする。

- (1) 第2条第1号、第4号、第6号及び第7号に該当する利用者は、その在職期間。
- (2) 第2条第2号及び第3号に該当する利用者は、その在職期間。
- (3) 第2条第5号に該当する利用者は、原則終身。ただし、第12条第2項のとおり、アカウントを停止することがある。
- (4) 第2条第8号、第9号、第10号及び第11号に該当する利用者は、その在学期間。
- (5) 第2条第12号に該当する利用者は、利用者の申請に基づきセンターが定める期間。

(利用延長)

第9条 アカウント有効期限前に有効期限を延長する事由が生じた場合は、別途センターに申請しなければならない。センターは有効期限後の利用延長に関する問い合わせには原則として対応しない。

- 2 第2条第2号に該当する利用者のうち、第2条第5号に該当しない本学を退職した利用者及び第2条第3号に該当する本学を退職した利用者は、当該年度内はアカウントを利用できることとする。翌年度から一定の移行期間を置いたのち、センターは利用者に対して継続利用有無の確認を行うこととする。ただし、継続利用期間は移行期間終了後から最長1年間とする。

(交付制限)

第10条 利用者の身分が変更することなく、所属、配置等が変更となった場合は、利用者は第9条に定める申請をし、旧身分のアカウントを継続して利用しなければならない。

- 2 利用者の身分が変更となる場合は、利用者は第6条に定める申請をし、新身分のアカウントを新たに利用しなければならない。ただし、第2条第2号に該当する利用者の身分が第2条第1号に該当する身分に変更となる場合は、教育研究の観点から旧身分のアカウントを継続して利用できることとする。

(利用終了)

第11条 アカountの有効期限前に利用を終了する事由が生じた場合は、別途センターに申請しなければならない。

(アカウントの停止)

第12条 利用者がアカウントの利用資格を喪失した場合又はアカウントの有効期限を過ぎた場合は、一定の移行期間を置いたのちにセンターは利用者のアカウントを停止することができる。

2 第2条第5号に該当する利用者の場合は、センターが当該利用者に対して継続利用有無の確認を行い、継続利用の意思がない場合又は回答がない場合は、アカウントの停止を行うことができる。

3 第2条第2号に該当する教員のうち、第2条第5号に該当しない本学を退職した利用者及び第2条第3号に該当する本学を退職した利用者は、第9条第2項に定める利用延長期間終了後にアカウントの停止を行うことができる。

(アカウントの削除)

第13条 センターは、アカウントの停止を行った1年後に、アカウント及びファイルを削除することができる。センターは削除後の問い合わせには原則として対応しない。

(利用者ファイルのバックアップ)

第14条 利用者ファイルのバックアップは、利用者自らの責任において行うこととする。

(サービスの停止等)

第15条 センターは、保守、予期せぬ障害等のため、本システムの運用を停止することがある。

(利用上の必要事項の広報)

第16条 センターは、本システムの停止等について、可能な限り前もって利用者に対して告知するものとする。

2 利用者は、センターが行う告知・報告のほか、本システム利用上必要な広報を「総合情報コラボレーションセンターホームページ」で確認するものとする。

(他の規約の遵守)

第17条 利用者は、本システムの利用に当たり、本学が加入している他機関等が定めている規約、また本学が契約しているサービスの利用規約を遵守しなければならない。

(経費の負担)

第18条 利用者は、センターの求めに応じ、本システム利用に係る経費の一部を負担するものとする。

2 利用者は、センターが特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず利用に係る経費を負担しないことができる。

(禁止事項)

第19条 本システムの利用に当たり、次の各号に掲げる行為は、禁止する。

(1) ユーザアカウントの第三者への譲渡、貸与

- (2) パスワードの第三者への開示
- (3) プライバシーの侵害及び著作権等法令に定める権利の侵害
- (4) ネットワークの運用に支障を及ぼすおそれのある行為
- (5) 他人を詐称する行為
- (6) 本学が行う教育研究関連事業を除く収益獲得を目的とする事業
- (7) 本システムの不正な利用又はそれを助ける行為
- (8) 本システムを不当に占有又は浪費する行為
- (9) 他者のプログラム、データ等を改ざん又は破壊する行為
- (10) その他法令、本学情報セキュリティポリシー及び社会的慣行に反する行為

(利用上の指導等)

第20条 センターは、本システム及びネットワークの適正利用の促進を目的として、随時利用者に対して利用上の指導を行うことができる。

2 センターは、利用者が前項の規定に基づく指導に従わない場合、利用の停止又は利用の制限を行うことができる。

(利用停止等の措置)

第21条 利用者がこの細則に違反した場合又は本システムの管理若しくは運用に重大な支障を生じさせた時は、センターは、当該利用者に対し次の措置を講ずることができる。

- (1) 警告
- (2) 相当期間の利用停止
- (3) 利用禁止

(損害賠償)

第22条 利用者が、故意又は過失により、センター並びに本システムの施設及び備品等に汚損、損傷若しくは滅失し、又は本細則及び第17条に定められた他の規約に違反したことにより本学に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(免責事項)

第23条 センターは、第15条の規定によるサービスの停止等の結果、生じた損害や利用者ファイルの破壊・喪失等、利用者が本システムの利用等により被った損害について、その理由の如何にかかわらず一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第24条 この細則に定めるもののほか、本システムの利用に関し、必要な事項は、センター会議で定める。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学情報処理センター利用細則（平成16年4月1日規則第167号）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年 1月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年 2月28日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3年11月11日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6年 5月 1日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7年 9月 17日から施行する。